

道路台帳整理等業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、道路台帳整理等業務に適用する。ただし、調査職員が承諾した場合は、この仕様書によらないことができる。

2 業務目的

本業務は、府市連携で実施した上の川周辺整備業務において、河川の暗渠化と併せて実施した府道及び本市遊歩道整備に伴い、府道吹田箕面線の阪急豊津駅から約 300mの区間で道路区域、道路の幅員構成等に変更があるため、道路管理者である大阪府茨木土木事務所が今後、適正に維持管理成されるよう測量業務、道路台帳作成を行うものです。

3 用語の定義

- (1)「調査職員」とは、契約図書に定められた権限の範囲において、当該業務を担当し監督する発注者が定めた職員をいう。
- (2)「契約図書」とは、契約書と設計図書をいう。
- (3)「設計図書」とは、金額を記載しない設計書(金抜き設計書)、図面、仕様書及び現場説明事項をいう。
- (4)「指示」とは、調査職員が受注者に対して、業務を遂行する上で必要な事項を示し、実施させることをいう。
- (5)「承諾」とは、受注者から申し出た業務遂行上必要な事項に対し、調査職員が業務上の行為に同意することをいう。仕様書中の承諾事項は、調査職員がこれを同意してその効力を発する。
- (6)「協議」とは、契約図書の協議事項について調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (7)「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と調査職員が面談(リモート含む)により業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

4 作業監理

- (1)受注者は、着手するにあたっては着手届を、完了した時には完了届を提出しなければならない。
- (2)受注者は、契約図書に基づき調査職員の指示に従い、誠実、丁寧に工期内に完成させなければならない。
- (3)受注者は、業務の実施にあたり、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。
- (4)受注者は、業務上知り得た事項の機密を保持し、第三者に漏らしたり、それを利用してはならない。
- (5)受注者は、業務の技術上の管理を行うため管理技術者を定め、受注者に代わって調査職員の指示

に従い、本業務に関する一切の事項を処理させなければならない。

(6)受注者が管理技術者を定めたとき、または交代させたときは、それぞれ届書及び経歴書を調査職員に提出して承諾を得なければならない。

(7)管理技術者は、業務遂行に関する諸法規・諸規定に精通するのはもちろん、業務のために必要な技術的専門知識及び経験を持つものでなければならない。

(8)受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すとともに、その内容については、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、打合せや協議についても受注者がその都度、打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(9)本業務を実施するにあたり、関係機関と協議が必要な場合は十分協議を行い、協議調書を作成し調査職員に提出しなければならない。

(10)受注者は、業務途中において工程に変更がある場合は、調査職員と協議し承諾を得なければならない。

(11)業務中、本市より貸与する図書は、紛失・汚損しないよう十分注意するのはもちろん、万一紛失・汚損したときは、調査職員の指示するとおり受注者の責任と負担において修復するものとする。

なお、業務完了後は速やかに調査職員に返却しなければならない。

(12)受注者は、業務完了時に管理技術者立会いのもと、あらかじめ成果品について調査職員の審査を受けなければならない。

なお、審査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正し、再審査を受けなければならない。

(13)受注者は、業務の審査に合格後、契約図書に指示された成果品を提出し、発注者の検査員の合格をもって、業務の完了とする。

(14)業務完了後(納品引渡し後)において、明らかに受注者の責めによる業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(15)本業務の完成部分の検査に要する費用は、受注者が負担するものとする。

5 測量範囲

測量範囲は、別途図面に示す範囲とする。

6 検定

(ア)測量機器の検定

本業務に使用する測量機器については、「規程」に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受けたものであることとし、同機関の発行する検定証明書を成果品に添付して提出するもの

とする。

(イ)成果品の検定

本業務の成果品のうち下表に定めるものについては、「規程」(「作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)」)第15条に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を成果品に添付して提出するものとする。

測量の種類	検定数量	摘 要
現地測量	0.008km ²	数値地形図 地図情報レベル250 Bランク

7 業務計画書

(1)受注者は、業務に着手するにあたり、着手前に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

(2)業務計画書は契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

(ア)業務概要

(イ)実施方針

(ウ)業務工程

(エ)業務組織計画

(オ)打合せ計画

(カ)成果品の内容

(キ)連絡体制(緊急時を含む)

(ク)安全管理(調査中における安全対策)

(ケ)その他

(3)業務計画書の重要な内容を変更する場合、受注者は理由を明確にした上で、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

(4)調査職員が指定した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

8 協議打合せ

協議打合せすべき事項及び時期(または日時)は次のとおりとする。ただし、下記以外に調査職員が必要と認めた場合は、その指示に従うこと。なお、打合せは原則として管理技術者が立会うものとする。

協議打合せ等事項	時期(日時)
業務着手時 業務全般について	契約後速やかに
中間打合せ 3回	

成果品納入時 成果品について	
関係機関協議 3回	

本業務は府道吹田箕面線を道路管理者である大阪府茨木土木事務所が所管するために必要となる測量データや資料を整理するものであり、道路管理者との協議により必要となる本業務に関連する事項について、真摯に協議に応じること。

また、関係機関協議資料作成には、本市、茨木土木事務所から貸与する資料をもとに区域変更・供用開始に必要な図書の作成を含むものとする。

9 貸与資料

本業務を遂行するにあたり、下記の成果品を貸与する

- > 令和2年度 上の川上面整備測量及び調査業務報告書
- > 令和2年度 上の川上面整備(遊歩道及び交差点改良)詳細設計業務
- > 令和4年度 府道吹田箕面線交差点改良修正設計業務報告書
- > 令和4年度 上の川上面整備(府道吹田箕面線)詳細設計業務報告書

その他、府道の既存道路台帳の写し等を茨木土木事務所に貸与するものとする。

10 成果品

本業務の成果品の提出内容及び部数等は、調査職員との協議により決定するものとする。

また、電子成果品1式を大阪府茨木土木事務所に納品すること。

11 業務内容

(1)本業務委託は次の作業を行う。

- ①現地踏査
- ②平面測量
- ③横断測量
- ④基図作成
- ⑤路面排水系統図作成
- ⑥道路台帳調書作成
- ⑦平面図トレース
- ⑧打合せ

(2)道路台帳作成に関する作業

(ア)現地踏査

現地踏査は、貸与資料等に基づき現況の相違ならびに境界杭等の調査を入念に行うものとする。

(イ)平面測量

- ①施行区域並びにその周辺を含める区域について道路台帳に必要な地形地物を測定して平面図を作成する。
- ②距離の測定はその長さ50m以下で器差の明らかな鋼巻尺は、エスロンテープを用いなければならない。
- ③平面測量の主な対象は道路及びその境界、河川、溝渠、堤塘、鉄道、軌道、橋梁、建物及び工作物(名称)、垣根類、独立樹、各種境界標、人孔、各種占用物件、その他道路台帳に必要なもの等とする。
- ④測量する範囲は道路境界より左右各5.0mとし、取り付け道路及び交差点道路については20mまで想定すること。
- ⑤沿道の地物(民家の名前)、河川、用水路、池等の名称及び流水方向を記入すること。

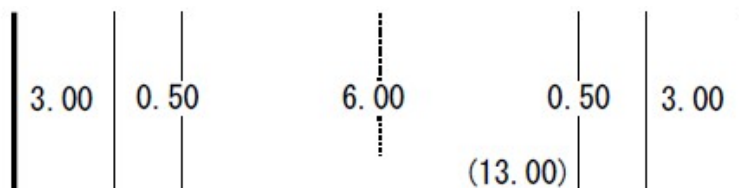
(ウ)横断測量

- ①測定幅は道路境界線より隣接家屋(道路区域から原則として5.0mまで)とする。
また、その測定間隔は20mとし、現地の形状等により調査職員が指示する箇所についてはこの限りではない。(立体交差橋の中心位置、坂道の起終点位置等)
- ②測量幅については、18mとする。
- ③横断測量は縮尺1/100の断面図にとりまとめるものとし、路線の起点から終点に向かって画くこと。またはD、Lはm単位とし調査職員が指示する水準点を使用する。
- ④道路の幅員(車道、歩道、分離帯、路肩側溝)を記入する。

(エ)基図

- ①本業務委託における道路面積の測定は、図上法を原則とし、図上法は図上距離法を用いるものとする。
- ②下位路線と上位路線が重用する部分の表示の方法は、下位路線の基図に斜線(重用する部分)を入れ上位路線名及び路線番号を表示する。
- ③道路の中心線、求積区間の距離、道路敷幅員、道路車道、幅員、歩道及び分離帯の幅、側溝の種類を記入する。ただし、道路敷幅員については官民境界線が不明確な場合、実延長面積調書(内訳表)の備考欄に官民境界線不確定と記入し、図面には一般的にみて妥当な線で幅員を決定する。(引出線には仮道路区域線と記入する)
- ④求積区間の決め方は、道路幅員、道路部幅員、道路敷幅員のそれぞれが0.5m以上変化する箇所ごとに当該箇所の幅員を図示しその面積を算出する。
- ⑤道路区域の図示ならびに境界杭の設置、図示を行う。
(道路区域線については、色を変えること:マイラー)

⑥記入例



⑦図面の右下の枠外に調整年月日・受注者名を必ず記入すること。

(オ)路面排水系統図

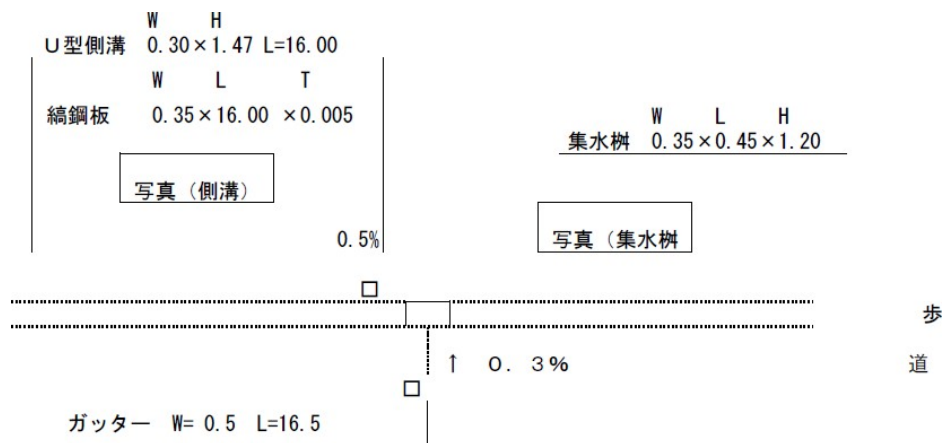
- ①流水方向および流末現況(川、水路及び池等)を調査し、流末現況写真(特殊な柵及び一般の側溝等)を平面図に張りつけること。現況写真の大きさは、サービス版の1/2以下とする。
- ②排水構造物(側溝、U型側溝、ヒューム管及び集水柵等)の寸法、延長、高さ及び勾配等を調査し平面図上に記入すること。
- ③排水構造物の蓋(有無)の現況を調査するとともに、有蓋の場合は蓋の種類を調査すること。
- ④上記②及び③の調査の結果は、平面図の中に現況を要約して調査位置ごとに記入するとともに、指定の[様式－1]に従い調書を作成すること。
- ⑤排水系統図の陽画には、下記の着色が必要となる。

ヒューム管(赤) 集水柵(紫)

無蓋側溝(青) 暗渠(橙)

有蓋側溝(黄) 街渠(緑)

⑥ 記入例



(カ)道路台帳調書

- ①本調書は道路法第28条「道路台帳」及び道路法施行規則第4条の2ならびに道路施設現況調査提要に基づく調査資料を作成するものとする。この作業は次の作業を包括する。
- 現地踏査(一部オフセット等測定含む)
- 道路基図(面積算定)の作成
- 道路面積の測定、計算並びに検算

②調書の作成

- 道路台帳総括表
- 実延長、実面積調書、内訳表、集計表(路選別、市町村別・土木事務所別を作成する)
- 道路現況調査表(一号表)
- 各現況調書(橋梁、立体横断施設、鉄道との交差、トンネル、歩道)
- 橋梁、歩道橋台帳

上記規程用紙は別途支給する。

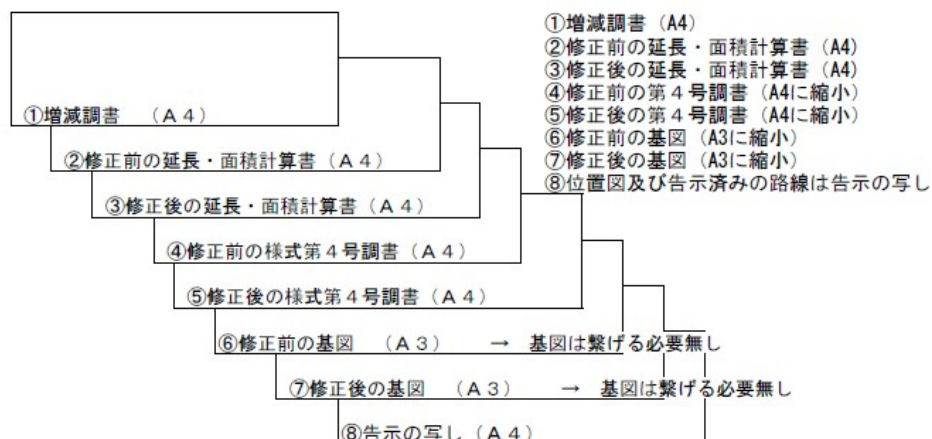
- 図面及び調書は路線ごとに調整すること。また路線の中に道路台帳整備済区間があればそれも含めて集計及び製本すること。
- 様式－1号、様式－4号調書の旧調書は、新調書の後に添付する。
- 道路部が増減した場合は、増減調書の作成が必要である。

③増減調書：路線毎に増減理由を確認する→前年度の数字との比較

増減調書の様式は別途様式を参照のこと。

(工事1箇所毎に延長・面積の増減を確認する)

《 例 》 歩道設置の場合(小規模工事) 2部作成

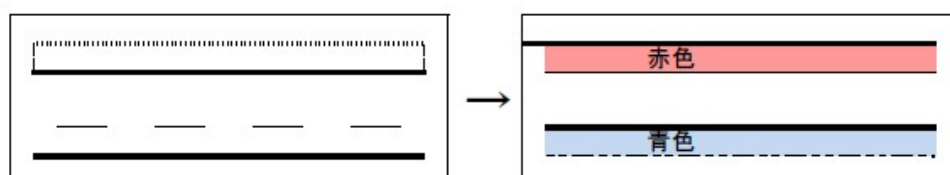


○ 注意事項1

③－②≠①で無い場合は、参考で他の増減調書を添付し、③－②＝①＋①' ＋①'' とすること。

○ 注意事項2

修正後の基図に道路敷面積増加箇所を赤色。減少箇所を青色で着色。



○ 増減調書

増減した数値のみ記入

増減が無い場合 (横バー) 記入

	道 路	実延長内訳		
		道 路	橋 梁	隧 道
延 長	実延長			
面 積	車 道			
積	道路部			
	道路敷			

(単 位) 延長、面積は、四捨五入により単位限とする。

○ 延長面積計算書

面積計算方法が幅員×延長以外の場合は備考欄に明記する。

橋梁部の面積増減箇所は備考欄に「橋梁部」を明記する。

④ 道路台帳図面規格

※表紙、背表紙は必要な場合のみ記載する。

665 [表 紙]

・	道路台帳
・	平面図 (S =)
・	一般府道 ○○○○線
・	○○○○土木事務所

ビスは内にかくれるようにする。

※ 黒色表紙で文字は彫り込み金箔とする。

660 [図 面]

※ 図面はビスでとめ取り外し可能な構造とする。
 ・各図面には必ず縮尺及び調整年月日を記入すること。
 ・平面図、横断図等を含め路線ごと1冊のものとする。

(背表紙)	25		(表 紙)	
	45	道路種別 7mm	70mm	道路台帳 → 1.3mm 2字あき
	95	路線名 7mm (半字あき)	30mm	平面図 (S =) → 1.0mm
	80	図面種別 7mm	30mm	一般府道 ○○線 → 1.3mm 1字あき
	65	事務所名 7mm	50mm	△ 2字あき ○○土木事務所 → 1.0mm 1字あき

12 業務カルテ作成、登録

受注者は、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完了後10日以内に、(財)日本建設情報総合センターが運営している工事及び設計業務の実績情報データベース(コリンズ・テクリス)に登録しなければならない。

13 その他

- (1)受注者は、測量業務中現道上で交通危害の恐れがある場合は、保安要員、保安施設を設置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。
- (2)受注者は契約図書、その他明記のない細部について疑義が生じた場合は、調査職員と協議し、その指示に従わなければならない。